

**「預金規定集」への暴力団排除条項の改定に伴う、
反社会的勢力でないことの表明、確約のお願い**

いつも当金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害防止するための指針」を踏まえ、預金規定集、当座預金規定、貸金庫規定等に「暴力団排除条項」を改定し、反社会的勢力との関係遮断に積極的に取り組んでおります。

はじめてお取引をいただくお客さまには、下記の事項をお願いしております。大変お手数ではございますが、当金庫の本取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 反社会的勢力に該当または関係を有していないことの表明・確約について
 - ・ お客さまから預金・貸金庫のお取引を開始される際は、反社会的勢力に該当しないことや関係を有していないことを表明・確約していただきます。
 - ・ 表明・ご確約いただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

2. 暴力団排除条項について
 - ・ 預金規定集やその他取引等に暴力団をはじめとする反社会的勢力を排除するための条項を改定いたしました。
 - ・ 反社会的勢力に該当、または関係を有すると判明した場合や暴力的な要求行為を行った場合には、取引を停止し、お客さまへの通知により取引を解約させていただきます。
 - ・ 改定後の規定につきましては、既にお取引いただいておりますお客さまに対しても適用させていただきます。

※反社会的勢力とは

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。

また、暴力団員等と認められる個人、法人等と関係を有する場合や暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求行為等を行った場合にもこれに該当します。

以上

平成26年1月

【本件に関するお問い合わせ先】
村上信用金庫業務部 お客さま相談室
電話 0254-53-5583